

流通改善は新たなステージへ

過去からの商慣行を改善するため、
次の取組みを進める必要があります

1 単品単価交渉の推進

特に医療上の必要性の高い医薬品の単品単価交渉
別枠品マスターデータベースの有効活用

2 流通コストを踏まえた

適切な価格交渉の推進

適切な価格設定とその根拠・妥当性の説明

3 頻繁な価格交渉の改善

当年度内は妥結価格の変更を原則行わない

4 コンプライアンスの徹底

コンプライアンス宣言（令和3年5月）の遵守

令和6年3月
流通改善ガイドラインが改訂されました。



厚労省HP GLページ

詳しくはこちら



一般
社団
法人

日本医薬品卸売業連合会

協力：クレコンリサーチ&コンサルティング株式会社